

廃棄物・リサイクル対策の現状と課題について

1. 背景

廃棄物の発生量は一般廃棄物、産業廃棄物とも高水準で推移。産業廃棄物の不法投棄問題も深刻。平成 17 年 1 月に自動車リサイクル法が完全施行され、一連のリサイクル体制が整備された。今後は順次見直し時期を迎える各種リサイクル法の評価・検討の実施が課題。循環型社会の構築に向け、リデュース、リユース、リサイクルを総合的かつ効果的に進めることが必要。

2. 環境の状況

一般廃棄物の総排出量は平成 14 年度で 5,161 万トン。昨年度よりわずかに減少したものの依然として高水準で推移。

産業廃棄物の総排出量は平成 14 年度で 3 億 9,300 万トン。昨年度よりわずかに減少したものの依然として高水準で推移。

廃棄物の最終処分場の残余年数は産業廃棄物で 4.5 年、一般廃棄物で 13.1 年（いずれも平成 14 年度）とひっ迫した状況。

産業廃棄物の不法投棄は依然として深刻な問題。平成 15 年度の不法投棄件数は前年より減少し 894 件だったものの、不法投棄量は 74.5 万トン（うち岐阜市事案分 56.7 万トン）に達し、平成 5 年度の調査開始以来最大となった。（図 1）

資源生産性は、平成 14 年度で約 28.9 万円/ト（12 年度 28.1 万円/ト）であり、12 年度と比べ約 2.8% 上昇した。

循環利用率は、平成 14 年度で約 10.2%（12 年度約 10.0%）であり、12 年度と比べ 0.2% 上昇した。

最終処分量は、平成 14 年度で約 50 百万ト（12 年度約 57 百万ト）であり、12 年度と比べ約 12.3% 減少した。

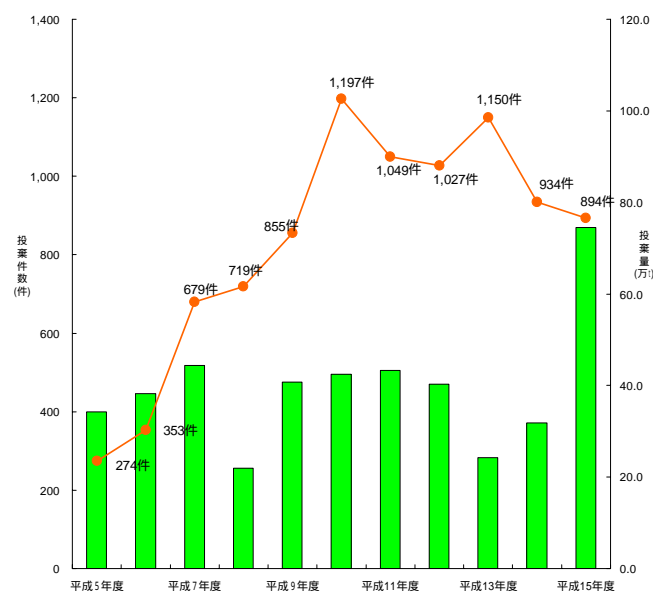


図1：不法投棄件数及び不法投棄量の推移

3. 施策の状況

(1) 各種リサイクルの推進

リサイクルの推進を図るため、家電リサイクル法が平成13年4月に、食品リサイクル法が平成13年5月に、建設リサイクル法が平成14年5月に、自動車リサイクル法が平成17年1月に施行。また、資源有効利用促進法に基づき平成13年4月から事業系パソコンと小型二次電池について、平成15年10月からは家庭系パソコンについても事業者による自主回収・リサイクルが開始。

(2) 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画の策定(平成15年3月)

廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するための基本となる「循環型社会形成推進基本法」に基づき、平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」を策定。我が国の循環型社会の在り方を示すとともに、資源生産性、循環利用率、最終処分量などの定量的な数値目標を設定。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等(平成15年、16年)

廃棄物を取りまく種々の問題を解決するため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を平成15年及び平成16年に改正し、リサイクルの促進等の措置や、廃棄物の不適正処理に対する規制の更なる強化等の措置を実施。

また、平成15年6月、産業廃棄物の不適正処分による生活環境保全上の支障の除去等を計画的に推進するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」を制定。

4. 取組の状況

(1) 不法投棄撲滅アクションプランの策定・公表(平成16年6月)

身近な散乱ごみ対策の強化、受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上、優良事業者の育成や行政における体制整備を柱とする「不法投棄撲滅アクションプラン」を策定し公表。「5年以内に早期対応により大規模事案(5,000トンを超えるもの)をゼロとする」ことを当面の目標に、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策を取りまとめた。

(2) 循環型社会形成推進基本計画の点検(平成17年2月)

循環型社会形成推進基本計画第6章「計画の効果的実施」の第1節「中央環境審議会での進捗状況の評価・点検」の規定に基づき、樹幹方社会形成推進基本計画の第1回点検を実施し、結果を公表。

(3) 循環型社会形成推進交付金の創設

国と地方の三位一体改革の議論も踏まえ、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施策の整備を推進することを目的として、循環型社会形成推進交付金制度を創設。

(4) 意見具申を踏まえた廃棄物処理法に基づく基本方針の見直し

平成16年5月より、循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において審議が行われ、意見具申が本年2月に取りまとめられた。今後本意見具申を踏まえ、廃棄物処理法に基づく基本方針を改正。

5. 今後の課題

循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画を平成15年3月に閣議決定。その第1回の進捗状況の点検を実施し、平成17年2月に閣議報告。その中で、述べられた全体的評価と課題の概要は以下の通り。

(1) 目標に係る進捗状況

再生利用等の循環的利用によって、最終処分量の減量化は進んでいるものの、資源生産性や廃棄物排出量の動向に見られるように、発生抑制は十分には進んでいない。

(2) 意識と取組の状況

パートナーシップを活かした具体的な取組も進められており、今後、市民や企業の意識が具体的な行動につながり、個々の行動が各主体の連携により効果的にかみ合っていけば、循環型社会の形成の取組が大きく進展することが期待できる。

(3) 今後の取組の方向

具体的な情報提供などにより各主体の取組を促進するとともに、排出者責任と拡大生産者責任の考え方に基いて、関係者の適切な役割分担とインセンティブ付与のシステムを整備し、循環型社会形成推進を目指した社会経済システムへの転換を図ることが必要。本審議会廃棄物・リサイクル部会でまとめられた意見具申に従って一般廃棄物処理について有料化を含めた取組を進めることや、容器包装リサイクル法など個別リサイクル法の評価・検討において、上記の考え方を踏まえて検討を進め、取組の強化を図ることが重要。

(4) 国際的な対応

循環資源の国際的な移動に関し、循環資源の移動実態の的確な把握に努め、関係国との連携体制を強化して、環境汚染を生じない適切な循環資源の確保に取り組むことが必要。また、3Rイニシアティブ閣僚会合が予定されており、循環型社会の形成を国際的に推進するべく、我が国は、積極的な役割を果たすことが必要。